
高年齢者の労働 災害防止のため の指針について

熊本労働局 健康安全課



業種号	令和7年						令和6年		対6年同期比		令和4年		対4年同期比	
	死傷者数	千人率	(全国)		死亡者数	死傷者数	死亡者数	増減数	増減比	死傷者数	死亡者数	増減数	増減比	
			(R6)	総計比										小計比
1	145	8.0	5.7	7.0%	37.9%	151	-6	-4.0%	153	-8	-5.2%			
	19	9.9	11.4	0.9%	6.0%	23	-4	-17.4%	23	-4	-17.4%			
	15	1.3	1.6	0.7%	3.9%	15			18	-3	-16.7%			
	23	6.8	4.0	1.1%	6.0%	15	8	53.3%	30	-7	-23.3%			
	39	6.0	4.9	1.9%	10.2%	45	1	-6	-13.3%	50	-11	-22.0%		
	14	1.3	1.2	0.7%	3.7%	18	-4	-22.2%	11	3	27.3%			
	23	1.5	0.8	1.1%	6.0%	23			11	12	109.1%			
	29	2.7	1.6	1.4%	7.6%	27	2	7.4%	30	-1	-3.3%			
	76	3.3		3.7%	19.6%	83	-7	-8.4%	74	2	2.7%			
	383	3.8	2.7	18.6%	100.0%	400	1	-17	-4.3%	400	-17	-4.3%		
2	8	32.1	9.6	0.4%		6	2	33.3%	7	1	14.3%			
3	73	-		3.6%	29.4%	5	74	2	-1	-1.4%	90	3	-17	-18.9%
	105	-		5.1%	42.3%	105			131	-26	-19.8%			
	70	-		3.4%	28.2%	3	55	15	27.3%	58	1	12	20.7%	
	248	6.2	4.2	12.0%	100.0%	8	234	2	14	6.0%	279	4	-31	-11.1%
	26	4.8		1.3%	12.0%	26			20	6	30.0%			
4	185	10.7		9.0%	85.6%	2	173	2	12	6.9%	188	-3	-1.6%	
	5	2.4		0.2%	2.3%	2			3	160.0%	6	-1	-16.7%	
	216	8.7	7.0	10.4%	100.0%	2	201	2	15	7.5%	214	2	0.9%	
5	2	-		0.1%	66.7%	8			-6	-66.7%	2	-1	-50.0%	
	1	-		0.0%	33.3%	1			2		-1	-50.0%		
	3	3.3		0.1%	100.0%	9			4		-1	-25.0%		
6	61	14.1	5.6	3.0%	67.8%	1	39	22	56.4%	47	1	14	29.8%	
	29	21.5	23.3	1.4%	32.2%	1	39	-10	-25.6%	20	2	9	45.0%	
	90	-		4.4%	100.0%	2	78	12	15.4%	67	3	23	34.3%	
7	30	17.2		1.6%	73.2%	2	28	2	7.1%	40	-10	-25.0%		
	11	17.1	8.7	0.6%	26.8%	2			9	450.0%	7	4	57.1%	
	41	17.2		2.0%	100.0%	30			11	36.7%	47	-6	-12.6%	
	989	5.7		47.8%		12	958	5	31	3.2%	1018	7	-29	-2.8%
8	62	2.0		3.0%	20.9%	48			14	29.2%	45	1	17	37.8%
	203	2.1		9.8%	68.6%	1	233	-30	-12.9%	222	2	-19	-8.6%	
	31	2.1		1.6%	10.6%	23			8	34.6%	30	1	3.3%	
	296	2.1	2.2	14.3%	100.0%	1	304	-8	-2.6%	297	4	-1	-0.3%	
9	20	1.3	0.7	1.0%	80.0%	13			7	53.8%	16	4	25.0%	
	5	1.4		0.2%	20.0%	2			3	160.0%	2	3	160.0%	
	25	1.3		1.2%	100.0%	15			10	66.7%	18	7	38.9%	
10		-				1			-1	-100.0%	1	-1	-100.0%	
11	39	5.9	4.0	1.9%		29			10	34.5%	16	23	143.8%	
12	29	0.6	0.5	1.4%		29					36	-7	-19.4%	
	145	2.0		7.0%	41.0%	122			23	18.9%	97	48	49.5%	
13	202	3.0		9.8%	57.1%	1	241	-39	-16.2%	208	2	-6	-2.9%	
	7	5.1		0.3%	2.0%	2			5	260.0%	8	-1	-12.5%	
	354	2.5	2.2	17.1%	100.0%	1	365	-11	-3.0%	313	2	41	13.1%	
14	39	4.6		1.9%	23.9%	37			2	5.4%	29	10	34.5%	
	83	2.7		4.0%	50.9%	77			6	7.8%	75	8	10.7%	
	41	4.7		2.0%	25.2%	29			12	41.4%	35	6	17.1%	
	163	3.4	2.8	7.9%	100.0%	143			20	14.0%	139	24	17.3%	
15	74	6.3		3.6%		1	89	-15	-16.9%	94	-20	-21.3%		
16	7	0.2		0.3%		3			4	133.3%	5	2	40.0%	
17	1	-		0.0%	1.1%	9			-8	-88.9%	3	-2	-66.7%	
	90	-		4.4%	98.9%	91	1	-1	-1.1%	81	9	11.1%		
	91	1.6		4.4%	100.0%	100	1	-9	-9.0%	84	7	8.3%		
	1078	2.1		52.2%		3	1078	1		1003	6	75	7.5%	
総計	2,067	3.0	2.3	100.0%		15	2,036	6	31	1.5%	2,021	13	46	2.3%
コロナり患者	50	-				150			-100	-66.7%	2,066	1	-2,016	-97.6%
総計(コロナり患者含む)	2,117	3.1	2.3			15	2,186	6	-69	-3.2%	4,087	14	-1,970	-48.2%

◆「死亡者数」は、全産業で15人であり、過去最少となった前年に比べ9人増加。

◆「休業4日以上の死傷者数」は、全産業で2,117人であり前年に比べ69人減少。しかし、新型コロナウイルス感染症を除くと2,067人で前年に比べ31人増加。

◆業種別に見ると（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）、災害発生件数が多い順は、小売業（203人）、社会福祉施設（202人）、道路貨物運送業（185人）、食料品製造業及び医療保健業（145人）である。

統計表の見方
 ※労働者死傷報告(休業4日以上)による。
 ※第三次産業は、上記表の8号から17号までの業種が対象。
 同増減10件以上の増加を示す

業種別 事故の型別・年齢別労働災害発生状況

基本労働局

業種	順位	令和7年		順位	令和6年		増減数
		人数	割合		人数	割合	
製造業	1	転倒	82 21.4%	1	転倒	97 24.3%	-5
	2	はさまれ・巻き込まれ	70 18.3%	2	はさまれ・巻き込まれ	75 18.8%	-1
	3	墜落・転落	59 15.4%	3	墜落・転落	51 12.8%	6
	4	動作の反動・無理な動作	52 13.6%	4	動作の反動・無理な動作	46 11.5%	-4
	5	切れ・こすれ	27 7.0%	5	切れ・こすれ	32 8.0%	-10
建設業	1	墜落・転落	88 35.5%	1	墜落・転落	69 29.5%	-2
	2	転倒	26 10.5%	2	激突され	29 12.4%	2
	3	はさまれ・巻き込まれ	23 9.3%	3	はさまれ・巻き込まれ	27 11.5%	11
	4	飛来・落下	22 8.9%	3	切れ・こすれ	27 11.5%	-4
	5	切れ・こすれ	20 8.1%	5	転倒	22 9.4%	8
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	68 36.4%	1	墜落・転落	54 29.8%	-7
	2	転倒	23 12.3%	2	動作の反動・無理な動作	28 15.5%	-1
	3	動作の反動・無理な動作	22 11.8%	3	はさまれ・巻き込まれ	18 9.9%	4
	4	激突	12 6.4%	4	転倒	15 8.3%	4
	5	はさまれ・巻き込まれ	12 6.4%	5	飛来・落下	12 6.6%	-13
林業	1	激突され	6 20.7%	1	切れ・こすれ	9 23.1%	1
	2	飛来・落下	5 17.2%	2	墜落・転落	8 20.5%	-6
	3	墜落・転落	4 13.8%	2	激突され	8 20.5%	-5
	4	切れ・こすれ	4 13.8%	4	飛来・落下	5 12.8%	-6
	5	転倒	3 10.3%	5	動作の反動・無理な動作	2 5.1%	-2
第三次産業	1	転倒	98 48.3%	1	転倒	90 38.6%	-1
	2	動作の反動・無理な動作	21 10.3%	2	墜落・転落	28 12.0%	-14
	3	交通事故（道路）	19 9.4%	3	動作の反動・無理な動作	25 10.7%	-11
	4	墜落・転落	15 7.4%	4	はさまれ・巻き込まれ	21 9.0%	-3
	5	切れ・こすれ	11 5.4%	5	切れ・こすれ	14 6.0%	0
社会福祉施設	1	転倒	85 42.1%	1	転倒	89 36.9%	-1
	2	動作の反動・無理な動作	65 32.2%	2	動作の反動・無理な動作	85 35.3%	-2
	3	墜落・転落	12 5.9%	3	墜落・転落	16 6.6%	-9
	4	激突	7 3.5%	4	激突	10 4.1%	-16
	5	交通事故（道路）	7 3.5%	5	激突され	8 3.3%	-17
飲食店	1	転倒	29 34.9%	1	転倒	24 31.2%	3
	2	切れ・こすれ	12 14.5%	2	高さ・重量の物との接触	16 20.8%	2
	3	動作の反動・無理な動作	12 14.5%	3	動作の反動・無理な動作	12 15.6%	-2
	4	高さ・重量の物との接触	7 8.4%	4	切れ・こすれ	9 11.7%	-2
	5	墜落・転落	6 7.2%	5	墜落・転落	6 7.8%	-2

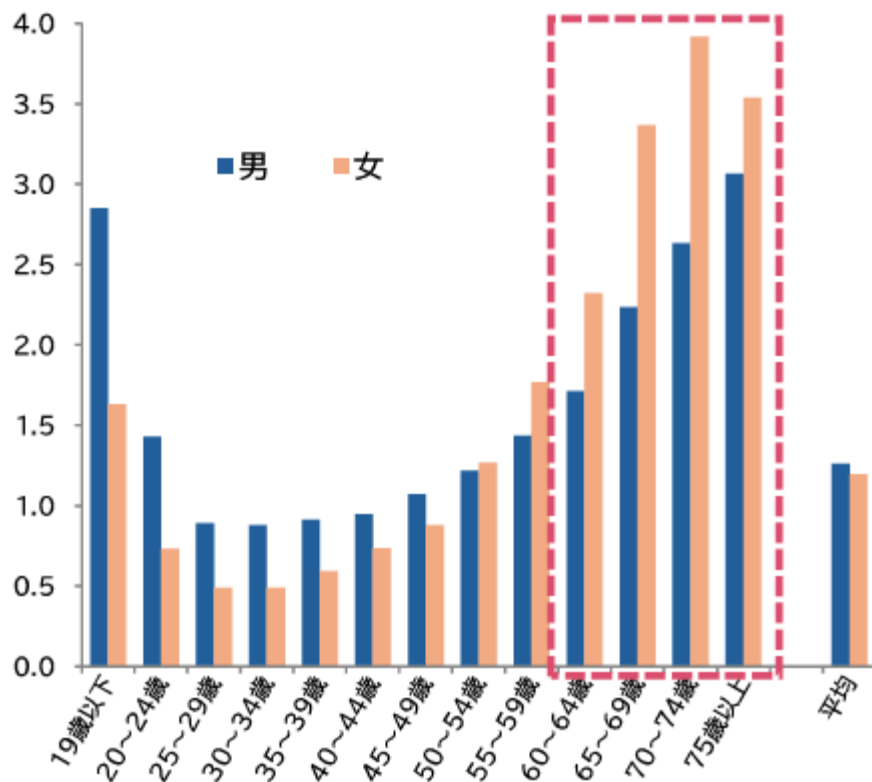
業種	順位	令和7年			順位	令和6年			年齢階層	令和7年		令和6年		増減数
		人数	割合	男女別		人数	割合	男女別		人数	割合	男女別		
全業種	1	転倒	603 29.2%	1	転倒	541 26.6%	~19歳	34 1.6%	35 1.7%	-1				
	2	墜落・転落	372 18.0%	2	墜落・転落	324 15.9%	20歳~29歳	226 10.9%	226 11.1%	0				
	3	動作の反動・無理な動作	298 14.4%	3	動作の反動・無理な動作	322 15.8%	30歳~39歳	222 10.7%	241 11.8%	-19				
	4	はさまれ・巻き込まれ	169 8.2%	4	はさまれ・巻き込まれ	178 8.7%	40歳~49歳	321 15.5%	345 16.9%	-24				
	5	切れ・こすれ	110 5.3%	5	激突され	126 6.2%	50歳~59歳	497 24.0%	500 24.6%	-3				
						60歳~	767 37.1%	689 33.8%	78					

◆ 事故の型別について見ると、多い順で「転倒」（603人）、「墜落・転落」（372人）、「動作の反動・無理な動作」（主に腰痛）（298人）、「はさまれ・巻き込まれ」（169人）、「切れ・こすれ」（110人）となっている。「転倒」、「墜落・転落」は前年に比べ増加した。

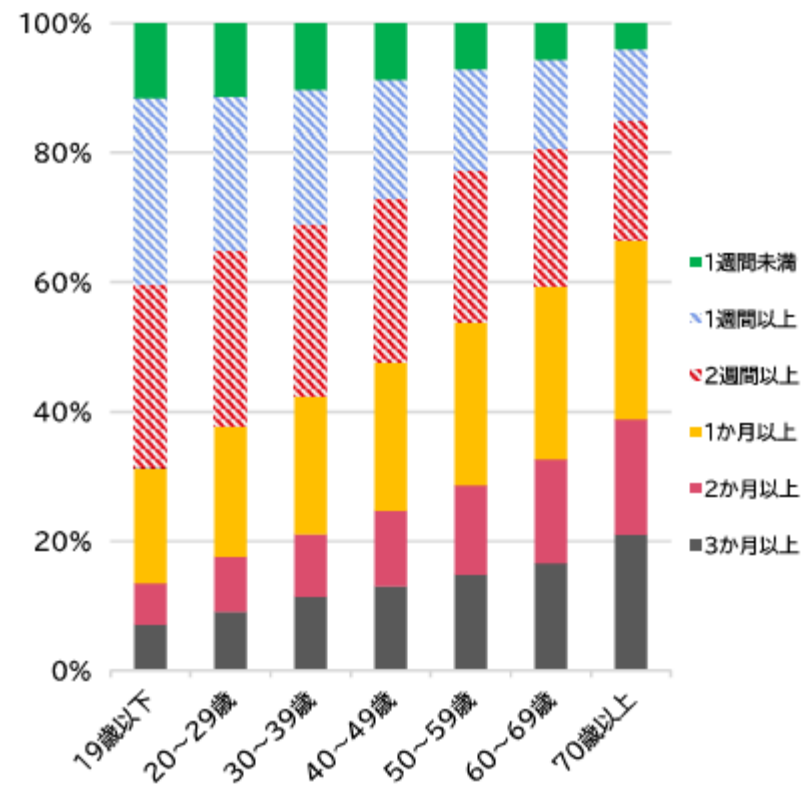
◆ 被災労働者の年齢別では、60歳以上の高年齢労働者の割合が高く、年々増加傾向にあり、令和7年は37.1%で前年より3.3%の増加となった。

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)



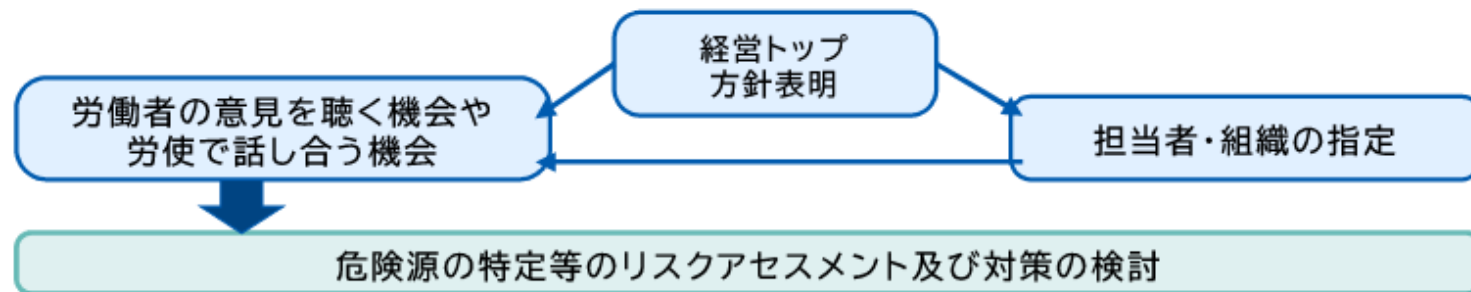
社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 <p data-bbox="425 936 932 1025">階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	 <p data-bbox="1067 936 1569 1025">リフトやスライディングボード等の導入</p>	 <p data-bbox="1699 968 2173 1056">体温を下げるための機能のある服などの導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価
セルフチェック表



厚生労働省

全身持久力の
評価方法

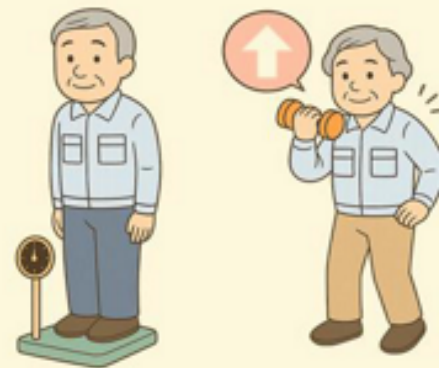


労働安全衛生総合研究所

新体力テスト



スポーツ庁



4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
(高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、 情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。